

市からのお知らせ

市内に本店等を有する「小規模事業者」の方へ

真岡市小規模事業者支援補助金

【令和8年度】

募集期間	令和8年7月1日(水)～令和8年12月25日(金) ※ただし、年度内に事業が終わることが見込まれること ※予算上限額に達した場合、受付を終了します ※市商工観光課へ直接持ち込み又は郵送(必着)でお申し込みください
対象者	市内で本店等を有し、創業又は事業承継から3年以上経過している小規模事業者で、 新商品・新サービスの開発又は展示会等の出展を行う者
主な 交付要件	・中小企業信用保険法第2条第3項に規定する者であること ・申請する事業に専念し、直接従事していること ・市内商工団体の支援を受け事業計画を策定していること ・交付決定を受けた場合に、氏名及び事業計画の公表を承諾できること ・募集期間内に事業計画書等の申請書類を市へ提出し、採択されること ・市税の滞納がないこと
対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、 専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費 ※汎用性があり目的外使用になり得るものを除く 【事業例】 ・ホームページ作成 ・ECサイトの構築 ・新商品試作開発費 ・新製品開発のための機械設備の導入 ・新規開拓のための広告作成及び宣伝費
補助金額	対象経費の1/2 限度額20万円
申請書類	・真岡市小規模事業者支援補助金交付申請書(様式第1号) ・補助対象事業計画書(様式第2号) ・支援計画書(商工団体作成) ・直近2年分の確定申告書の写し(別表一・別表一次葉・別表二、収支内訳書、決算書等)
交付決定 後の提出 書類	【辞退する場合】 ・真岡市小規模事業者支援補助金交付申請取下届出書(様式第5号) 【事業完了後】 ・真岡市小規模事業者支援補助金実績報告書(様式第6号) ・補助対象経費の金額がわかる領収証等の写し(証拠書類を含む) ・真岡市小規模事業者支援補助金交付請求書(様式第8号)
参考	詳細については、市ホームページ 「小規模事業者支援補助金申請の手引き(令和8年度)」をご覧ください。

※申請には、真岡商工会議所又はにのみや商工会が作成する支援計画書が必要です。

【申請窓口】 〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地
真岡市産業部商工観光課商工業係(本庁舎4階)
電話:0285-83-8134 FAX:0285-83-0199
Eメールアドレス:syoukou@city.moka.lg.jp